

上尾市公園施設長寿命化計画

2021 年 3 月

上尾市 都市整備部 みどり公園課

1. 都市公園整備状況

(2021年1月1時点 229,517人)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
132箇所	56.76ha	2.47㎡

※都市公園 128箇所及びその他公園 39箇所は、上尾市公園施設維持管理更新計画に基づく効率的かつ効果的な維持保全、更新を実施する。

2. 計画期間（西暦） [2022年度～2031年度（10箇年）]

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
—	—	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—	4

②選定理由

レクリエーション需要に対応し、地域活性化の拠点、環境教育の場、環境保全・保護、景観の形成、健康増進等さまざまな役割を果たし、これらの機能を安全かつ持続的に継続させ、市民が安全で安心して利用できるよう、利用頻度の最も多い総合公園2公園（上尾丸山公園、上平公園）と地区公園2公園（平塚公園、戸崎公園）を選定した。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
251	129	382	47	109	29	72

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
1,893	—	—	2,912

②これまでの維持管理状況

公園の維持管理は、主に市担当職員又は指定管理者が実施しており、内容は次のとおりである。

維持保全と日常点検（目視）は、随時実施している。定期点検は、原則1年に3回程度の頻度で実施している。これらの点検結果や施設利用者からの通報等により公園施設の劣化状況や損傷状況を把握し、必要に応じて修繕、補修及び更新を行ってきた。よって、これまでは、計画的な予防修繕等を行っておらず、事後的な対応であった。

なお、法令点検等の状況は次のとおりである。

特殊建築物（上平公園市民球場、自然学習館）は3年に1度法令点検を実施している。

全公園の遊戯施設については、国の指針等に基づいた専門点検を実施している。

一部の公園の電気設備は、毎年法令点検を実施している。（キュービクル等）

③選定理由

処分制限期間が経過し劣化した部材や腐食、腐朽、コケ付着等により安全や衛生が危ぶまれる施設、また破損している施設等が多く見受けられるようになってきた。

公園長寿命化計画を立案し、将来にわたり安全・安心、かつ安定的な公園の運営と維持管理を行い、公園として安全に利用できるよう機能を回復させ、長期間利用可能となる公園施設を目指すことを目的とした。

なお、対象となる公園では、公園施設長寿命化計画を2022年度から2031年度の10ヵ年で策定し、各年度の内容は次のとおりである。

	内容
2022年度～ 2026年度	<ul style="list-style-type: none"> ・上尾丸山公園、上平公園、平塚公園の3公園 ・緊急度「高」とした遊戯施設の更新、補修、撤去
2027年度～ 2031年度	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急度「高」とした一般施設の更新、補修 (四阿、園路、ポンプ、変電設備等) ・更新を行った遊戯施設等の補修

※戸崎公園は2032年度以降

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要

点検調査は、2020年7月から2020年12月までの期間に実施した。

○一般施設、土木構造物、建築物、遊戯施設

国土交通省の公園施設長寿命化計画策定指針に則り、健全度調査を実施した。

健全度調査は、予防保全型管理の候補とし、160施設について実施した。

(施設)

	健全度判定				備考
	A	B	C	D	
a. 一般施設 (59)	10	38	8	3	
b. 建築物 (27)	—	27	—	—	
c. 土木構造物 (19)	2	17	—	—	
d. 遊戯施設 (47)	—	15	28	4	
e. 各種設備 (8)	—	7	—	1	

※参考資料参照

6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、5. で示した「健全度判定」及び「考慮すべき事項」から設定した「緊急度判定」に基づくこととした。

考慮すべき事項は、公園の利用頻度・劣化状況等により設定した。

(施設)

	緊急度判定		
	高	中	低
a. 一般施設 (59)	11	—	48
b. 建築物 (27)	—	—	27
c. 土木構造物 (19)	—	—	19
d. 遊戯施設 (47)	32	—	15
e. 各種設備 (8)	1	—	7

※参考資料参照

7. 対策内容と実施時期

① 日常的な維持管理に関する基本的方針

公園施設全般の維持管理は、次の頻度、内容で実施する。

- a. 日常点検は、市担当職員（又は市が委託する業者）が、巡回時または適宜実施し、目視により施設の異常の有無を確認する。但し遊戯施設については、原則1ヶ月に1回以上、目視により施設の異常の有無を確認する。
- b. 定期点検は、市担当職員（又は市が委託する業者）が、建築物を原則1年に1回、目視、触診、打診、揺診により劣化状況を確認する。
- c. 各点検により異常が確認された場合は、必要に応じた使用禁止措置を実施する。更に適切な修繕方法を検討し、早急な対策を講じるものとする。

② 公園施設の長寿命化のための基本方針

- ・優先して改築、更新が必要とされる健全度C・Dに判定された施設は、転落や負傷等の危険性の高いものから早急に補修・更新を行う。その後は、適切な長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。
- ・健全度が高いとされるA、Bに判定された施設は、日常的な維持管理に関する基本的方針である日常点検と定期点検から、適切で早急な対策を実施し、消耗部品の交換や再塗装で長寿命化を図る。
- ・事後、予防の類型は、ライフサイクルコストの算定結果を踏まえて確定する。
- ・毎年の定期点検を行う遊戯施設や設備以外の公園施設（a. 一般施設、c. 土木構造物、d. 建築物）については、5年に1回以上の健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認する。特殊建築物は、3年に1度法令点検を実施する。
- ・予防保全型とした施設の使用見込み期間は、処分制限期間が20年未満の施設は、処分制限期間の2.4倍、20年以上40年未満の施設は、処分制限期間の1.8倍、処分制限期間が40年以上の施設は、処分制限期間の1.2倍を基本とする。
- ・事後保全型とした施設の使用見込み期間は、処分制限期間が20年未満の施設は、処分制限期間の2倍、20年以上40年未満の施設は、処分制限期間の1.5倍、処分制限期間が40年以上の施設は、処分制限期間の1倍を基本とする。

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期など
 ※別添「公園施設長寿命化計画調書」(様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」)による

9. 対策費用

①概算費用合計(10年間)【②+③】	(千円)
②予防保全型施設の概算費用合計(10年間)	(千円)
③事後保全型施設の概算費用合計(10年間)	(千円)
④単年度あたりの概算費用【①/10】	(千円)

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回長寿命化計画を策定した公園における10年間でのライフサイクルコスト縮減額は83,060千円である。

11. 計画の見直し予定

① 計画の見直し予定年度(西暦): [2026年度]

② 見直し時期、見直しの考え方など

- ・健全度調査を5年毎に行い、その際に長寿命化計画の見直しを行う。
- ・公園の利用状況を考慮しつつ、今後は、廃止や集約化に向けた検討を実施する予定。

